

登録制度のない建設機械の留保所有権の行使に係る対抗要件具備の要否と占有改定の存否

【文献種別】 判決／東京地方裁判所

【裁判年月日】 平成27年3月4日

【事件番号】 平成26年(ワ)第10717号

【事件名】 債務不存在確認請求事件

【裁判結果】 認容

【参照法令】 破産法65条、民法178条・183条

【掲載誌】 判時2268号61頁、銀法794号65頁、NBL1066号67頁

LEX/DB 文献番号 25541512

事実の概要

1 建設会社Aは、平成24年9月20日、建設機械等の販売会社Xとの間で、ブルドーザー(以下「本件ブルドーザー」という)の割賦販売契約及び使用貸借契約(以下「本件第1契約」という)を締結し、Xは、同月29日、Aに対し、本件ブルドーザーを引き渡した。

また、Aは、平成25年5月30日、Xとの間で、自走式破砕機(以下「本件破砕機」といい、本件ブルドーザーと併せて「本件各機械」という)の割賦販売契約及び使用貸借契約(以下「本件第2契約」といい、本件第1契約と併せて「本件各契約」という)を締結し、Xは、翌31日、Aに対し、本件破砕機を引き渡した。

本件各契約においては、①Xは本件各機械をAに引き渡した後も、Aが本件各契約の割賦代金を完済するまで所有権を留保する、②XはAから頭金等の支払いを受けるのと引換えに本件各機械をAに貸し渡し、Aは、本件各機械の所有権を取得するまで本件各機械を無償で使用することができる、③Aは本件各機械の使用や保管に関する善管注意義務を負う、④Aは第三者から強制執行等を受けるおそれがあるときは、本件各機械がAの所有物であることを極力主張、証明して不当な処分執行を阻止するとともに、直ちにXに通知し、その指示に従う、⑤Aが手形を不渡りにしたとき、破産申立てをしたとき等は、使用貸借は当然に終了し、Aは、期限の利益を喪失し、即時に代金全額を支払う、⑥Aは、使用貸借が終了したときは、直ちに本件各機械をXに返還しなければならない旨が定められていた。

本件各機械がAに引き渡された際、所有権留保物件である旨を示すステッカーが貼られていた。

2 本件各機械は、普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車のいずれにも該当しないため、道路運送車両法に基づく登録をすることができないものであった(同法3条、同法施行規則別表第一)。

社団法人日本建設機械工業会は、同登録制度のない建設機械について、その所有権の所在を第三者にも明らかにする制度として、昭和46年、統一様式の譲渡証明書の制度を導入し、以後、同制度は建設機械業界の慣行として普及していた。

Xは、本件各機械について仕入先から、第1譲受人をXとする譲渡証明書を取得して、Aが代金を完済した場合に、Aに対し、第2譲受人をAと連記した譲渡証明書を交付することを予定していた。

3 Xは、Aが不渡りを出したとの情報を受け、平成25年9月4日、Aの承諾を得て本件各機械を引き上げた(以下「本件引上げ」という)。

その後、Aは、同月18日、破産申立てを行い、同月20日、破産手続開始決定(以下「本件破産手続開始決定」という)を受け、破産管財人Yが選任された。Aは、同月18日の経過をもって期限の利益を喪失した。

Xは、平成25年12月27日、本件各機械をそれぞれ売却して換価処分を行い、処分代金合計3,360万円から振込手数料を控除した3,359万9,160円(以下「本件処分代金」という)を受領した。

Yは、Xに対し、本件処分代金が破産財団に帰属すると主張したため、Xより、Yが本件処分代金の支払請求権を有していないことの確認訴訟が

提起された。

判決の要旨

1 留保所有権の実行方法と完了時期

「留保所有権による担保権の実行には、目的物の所有権を売主に帰属させ代物弁済的に債権の満足を得る帰属清算の方法と目的物を売却しその代金から弁済を受ける処分清算の方法があるところ、債務者保護の見地から、(1) 帰属清算の方法において、①目的物の評価額が債務の額を上回る場合は、債権者が債務者に清算金の支払又はその提供をした時に、②目的物の評価額が債務の額を上回らない場合は、債権者が債務者にその旨を通知した時に、(2) 処分清算の方法においては、その処分時に、担保権の実行が完了したと評価すべきである。」

「本件において、XがAに対し、本件引上げの際に、清算義務の不存在を通知した事実があったことは認められない以上、本件破産手続の開始前に、担保権実行が完了したとはいえない。」

2 留保所有権を行使する場合における 対抗要件の要否

「所有権留保特約は、代金債権の担保に目的があり、担保権の設定という物権変動を観念し得るところであり、また、その目的から破産手続との関係においても別除権（破産法 65 条）として扱われるべきところ、別除権を行使するためには、個別の権利行使が禁止される一般債権者との衡平を図る趣旨から、破産手続開始の時点で、当該担保権につき、対抗要件を具備していることを要するというべきである。」

3 占有改定の認定

「本件各契約書においては、Xが本件各機械の所有権を留保する旨定められた上、AはXから本件各機械を使用貸借し、代金完済までの間、本件各機械の使用、保管に関する善管注意義務を負い、第三者から強制執行等を受けるおそれがあるときは、本件各機械がXの所有物であることを極力主張、証明して不当な処分執行を阻止するとともに、直ちにXに通知し、Xの指示に従わなければならないとされている。」

「そして、建設機械の割賦販売における所有権

留保の実情を前提に、第三者と留保所有権者の利益調整を図る方法として譲渡証明書の制度も普及しているところであり、そのような慣行の中で、本件各機械には所有権留保のステッカーが貼られて、Aの下に存する他の機械と混同することのないように管理されている。」

「このような本件各契約の規定、建設機械の割賦販売における取扱いの実情、Aの占有下における本件各機械の管理態様等からすれば、Aは、本件各機械を、使用貸借に基づき直接占有するに至り、その際、以後代金完済までの間は、Xのために本件各機械を占有する意思を表示したものと見える。」

「よって、Xは、本件各契約に基づくAへの引渡時に、本件各機械について占有改定による引渡しを受けて、対抗要件を具備したものと見える。」

なお、本件各契約書に「占有改定」という文言はないが、「占有改定による引渡しがあったか否かは、直接占有者がどのような権原に基づいて占有を開始したか等によって客観的に判断されるべきものであって、『占有改定』という文言の有無によって認められるものではない。」

判例の解説

一 はじめに

本件は、建設機械等の販売会社Xが建設会社Aに対し登録制度のない機械を所有権留保特約付きで割賦販売した後、Aの不渡り情報に接して同機械を引き上げ、Aの破産手続開始決定後に換価処分をしたところ、Aの破産管財人Yから当該換価処分代金が破産財産に帰属する旨の主張を受けたため、Xが、Yに対し、Yが支払請求権を有していないことの確認を求めた事案である。

本件の争点は、①本件引上げをもってXの留保所有権に基づく担保権実行が完了したか（本件破産手続開始決定前に完了したとすれば、その時点では正当な権利行使であり、Yによる否認権行使の可否が問題となる）、②Xが本件破産手続開始決定後に留保所有権を別除権として行使する場合、対抗要件の具備を要するか、これを要する場合、Xは留保所有権について占有改定による引渡しを受けたと認められるかである。

二 留保所有権の実行方法と完了時期

所有権留保は、売買契約において、買主による売買代金の完済に至るまで売買目的物の所有権を売主に留保する担保方法であり、分割払いの方法による代金債権の担保のため、動産売買において実務上広く活用されている。

譲渡担保と同様に民法上に明文規定がない非典型担保の一類型であるが、多数の最高裁判決が蓄積されている譲渡担保と異なり、留保所有権の実行方法や完了時期について直接判断した裁判例は、従前の公刊物には見当たらないようである。

本判決は、留保所有権についても、譲渡担保における換価処分完了時期に関する最高裁判決¹⁾に準拠して、いわゆる帰属清算型と処分清算型に分類し、その実行の終了時期を判断したものと推察される。学説上も、清算が終了した時とする考え方が有力であり²⁾、本判決と同様の結論が導かれることとなる。

三 留保所有権を行使する場合における 対抗要件の要否

1 所有権留保の法的構成

所有権留保の法的構成については、所有権的構成と担保的構成に大別される。もっとも、前者においても、近時は、売主に純然たる所有権が帰属していると解する立場はないとされており³⁾、債権者たる売主に目的物の所有権が帰属するが、その権能は担保目的に制限され、かつ債務者たる買主に物件的な期待権が帰属すると説明される⁴⁾。

他方、後者においては、担保としての実質に着目して、売買契約によって目的物の所有権は一旦買主に移転し、売主は所有権留保特約によって残代金債権を被担保債権とする担保権（留保所有権）を取得すると説明されている⁵⁾。

なお、このような法的構成の考え方のみによって一義的に法的効果が定まるものではないが、所有権的構成を重視すると、所有権留保には物権変動を観念することができないとして、売主に対抗要件は不要であるという方向になり、担保的構成を重視すると、新たに売主に担保権が設定されるという物権変動が観念され、売主に対抗要件は必要であるという方向になろう。本件は、売買目的物が登録制度のない建設機械であるので、その対抗要件として、占有改定を含む引渡し（民法178条、183条）の要否が問題となる。

2 所有権留保の倒産法上の取扱い

所有権留保売買の代金完済前に買主について破産手続が開始された場合においては、取戻権（破産法62条）として扱う考え方と別除権（破産法2条9号類推）として扱う考え方があるが、別除権説が通説的であり⁶⁾、実務上も、別除権として処理されている⁷⁾。

また、民事再生手続における事案ではあるが、最高裁判例は、所有権留保を別除権として取り扱うことを前提としている⁸⁾。

そして、同最判は、登録自動車に係る信販会社による所有権留保について、「再生手続が開始した場合において再生債務者の財産について特定の担保権を有する者の別除権の行使が認められるためには、個別の権利行使が禁止される一般債権者と再生手続によらないで別除権を行使することができる債権者との衡平を図るなどの趣旨から、原則として再生手続開始の時点で当該特定の担保権につき登記、登録等を具備している必要がある」と判断して、別除権行使のためには、留保所有権者が登記や登録を備える必要がある⁹⁾とした。

3 登録制度のない動産に係る対抗要件の要否

上記最判がいう「登記、登録等」の「等」に、登録制度のない動産における対抗要件である引渡しを含むのかは明確ではない。しかし、一般債権者と別除権者との衡平を図る必要性は同様であり、除外する必然性はないと解されている¹⁰⁾。

その後の下級審においても、登録制度のない動産について、留保所有権を別除権として行使するためには、対抗要件の具備が必要であると判断されている¹¹⁾。

本判決は、所有権留保について担保権の設定という物権変動を観念し得るとして、別除権であると解した上で、「個別の権利行使が禁止される一般債権者との衡平を図る趣旨」を根拠に、破産手続開始の時点で「対抗要件」を要すると判断したものであり、引用はされていないが、上記最判の法理を念頭に置いたものと捉えられる¹²⁾。

四 本判決における占有改定の認定

所有権留保売買においては、売買目的物は、通常、買主である債務者が現実の引渡しを受けて直接占有しているため、売主が留保所有権について引渡しを受けるには、占有改定の意思表示がなさ

れる必要がある（民法 183 条）。

問題は、如何なる場合に占有改定が認められるのかであるが、名古屋地判 27・2・17（金法 2028 号 89 頁。前掲注 11）は、軽自動車の所有権留保売買¹³⁾において、「占有改定の合意があったか否かについても、単に契約書の条項にその旨の明示の規定が定められていたか否かではなく、当該契約書の条項全体及び当該契約を行った当時の状況等を当事者の達成しようとする目的に照らして、総合的に考察して判断すべきものというべきである」という判断基準を提示した上で、その契約条項の全体を分析し、①契約の効力発生時に、軽自動車の所有権が信販会社に移転すること、②買主は軽自動車の善管注意義務を負い、信販会社の承諾がない限り、転売、担保供与、改造、毀損等が一切禁止されていること、③買主は割賦代金の支払いを懈怠したときは、信販会社からの催告なくとも、直ちに軽自動車の保管場所を明らかにして引き渡すものとされていることから、「明らかに占有改定による占有の発生を基礎付ける外形的事実が存在している」として、占有改定を認定した。

本判決も、同名古屋地判と同様に、本件各契約書に「占有改定」という文言が明示されているか否かによって判断するものではないとして、本件各契約の規定（所有権留保、使用貸借、善管注意義務、通知・報告義務）、統一譲渡証明書の制度が普及していたという取引の実情、所有権留保物件であることを示すステッカーにより識別が可能であったという管理態様等を具体的に検討し、A が本件各機械の現実の引渡しを受けた際に、X のための占有改定がなされていたと判断したものである。

五 おわりに

本判決も、上記名古屋地判も、占有改定という明示的な文言の有無によって判断することなく、契約条項全体や取引の実情等を踏まえて占有改定を認定したものであり、妥当な結論であろう。

なお、売主や信販会社としては、当面のところは、紛争予防の観点から契約書上に占有改定を明示しておくことが望ましいものと思われる¹⁴⁾。

●—注

- 1) 最判昭 62・2・12 民集 41 卷 1 号 67 頁、最判昭 46・3・25 民集 25 卷 2 号 208 頁、最判昭 57・1・22 民集 36 卷

1 号 92 頁。

- 2) 伊藤眞『破産法・民事再生法〔第 3 版〕』（有斐閣、2014 年）448 頁。なお、所有権留保の実行方法として、売買契約の解除の要否については争いがあり、安永正昭「所有権留保の内容、効力」加藤一郎＝林良平編代『担保法大系第 4 卷』（金融財政事情研究会、1985 年）388 頁は解除を必要とし、道垣内弘人『担保物権法〔第 3 版〕』（有斐閣、2008 年）365 頁は解除を不要とする。
- 3) 柚木馨＝高木多喜男編『新版注釈民法(9) 物権(4)〔改訂版〕』（有斐閣、2015 年）738 頁。
- 4) 内田貴『民法Ⅲ〔第 3 版〕』（東京大学出版会、2005 年）557 頁、道垣内・前掲注 2）361 頁。
- 5) 高木多喜男『担保物権法〔第 4 版〕』（有斐閣、2005 年）379 頁、近江幸治『民法講義Ⅲ 担保物権〔第 2 版補訂〕』（成文堂、2007 年）324 頁。
- 6) 伊藤・前掲注 2）446 頁、柚木＝高木・前掲注 3）759 頁。
- 7) 東京地裁破産再生実務研究会編著『破産・民事再生の実務〔第 3 版〕（破産編）』（金融財政事情研究会、2014 年）347 頁、野村剛司ほか『破産管財実践マニュアル〔第 2 版〕』（青林書院、2013 年）171 頁。なお、中山孝雄＝金澤秀樹編『破産管財の手引〔第 2 版〕』（金融財政事情研究会、2015 年）182 頁、217 頁は、取戻権として処理する方法も紹介する。
- 8) 最判平 22・6・4 民集 64 卷 4 号 1107 頁。ただし、所有権留保が別除権であるか、取戻権であるかが争われたわけではない。
- 9) 関武志「民事再生手続におけるクレジット会社の法的地位（下）」判時 2174 号（2013 年）3 頁、杉本和士「判批」法学研究（慶應義塾大学）86 卷 10 号（2013 年）90 頁等は、対抗要件ではなく、資格要件ないし権利保護資格要件と捉える。
- 10) 山本和彦「民事再生手続における所有権留保の取扱い」金判 1361 号（2011 年）71 頁。
- 11) 民事再生手続の事案として、東京地判平 22・9・8 判タ 1350 号 246 頁、東京地判平 25・4・25LEX/DB 文献番号 25512638 があり、破産手続の事案として、名古屋地判平 27・2・17 金法 2028 号 89 頁がある。
- 12) 鈴木尊明「留置権を別除権として行使するための要件」立正 49 卷 2 号（2016 年）123 頁は、本判決は、前掲注 8）最判平 22・6・4 の法理を拡張・変更したものと疑問があると指摘する。
- 13) ただし、本件のように売主と買主という二当事者間において売主が所有権を留保する事案ではなく、売買代金債務の保証委託を受けた信販会社が所有権を留保する事案である。
- 14) 前掲注 11) 東京地判平 25・4・25 は、「占有改定に関する条項を定めることが容易であるにもかかわらず、当該条項が定められていないこと」を判断要素とした。